

令和5年3月9日招集

令和5年

第2回若桜町議会定例会会議録

(令和5年3月9日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	上川 恭子		
書記	伊賀 忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第13号	令和5年度若桜町一般会計予算	原案可決
2	議案第14号	令和5年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
3	議案第15号	令和5年若桜町介護保険事業特別会計予算	原案可決
4	議案第16号	令和5年若桜町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
5	議案第17号	令和5年度若桜町簡易水道事業特別会計予算	原案可決
6	議案第18号	令和5年度若桜町公共下水道事業特別会計予算	原案可決
7	議案第19号	令和5年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
8	議案第20号	令和5年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算	原案可決
9	議案第21号	令和5年度若桜町財産区造林事業特別会計予算	原案可決
10	議案第22号	令和5年度若桜町索道事業特別会計予算	原案可決
11	議案第23号	令和5年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	原案可決
12	議案第24号	令和4年度若桜町一般会計補正予算（第8号）	原案可決
13	議案第25号	令和4年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
14	議案第26号	令和4年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
15	議案第27号	令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
16	議案第28号	令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
17	議案第29号	令和4年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
18	議案第30号	令和4年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
19	議案第31号	若桜町個人情報保護法施行条例の制定について	原案可決
20	議案第32号	若桜町印鑑条例の一部改正について	原案可決

2 1	議案第 3 3 号	若桜町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	原案可決
2 2	議案第 3 4 号	若桜町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について	原案可決
2 3	議案第 3 5 号	若桜町手数料徴収条例の一部改正について	原案可決
2 4	議案第 3 6 号	若桜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
2 5	議案第 3 7 号	若桜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
2 6	議案第 3 8 号	若桜町国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
2 7	議案第 3 9 号	若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
2 8	議案第 4 0 号	若桜町総合整備計画の変更について	原案可決
2 9	議案第 4 1 号	若桜町過疎地域持続的発展計画の変更について	原案可決
3 0	議案第 4 2 号	個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について	原案可決
3 1	議案第 4 3 号	若桜町課設置条例の一部改正について	原案可決
3 2	議案第 4 4 号	公の施設の指定管理者の指定（若桜町氷ノ山関連施設）について	原案可決
3 3	議案第 4 5 号	公の施設の指定管理者の指定（道の駅若桜 桜ん坊）について	原案可決
3 4	議案第 4 6 号	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決
3 5	議案第 4 7 号	財産の取得について	原案可決
3 6	議案第 4 8 号	若桜町教育委員会教育長の任命について	原案同意
	議員提出議案		
3 7	第 2 号	若桜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	原案可決
3 8	第 3 号	若桜町議会委員会条例の一部改正について	原案可決

令和5年第2回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	令和5年3月9日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時30分			
応招議員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	川 上 守
	3番	梶 原 明	8番	中 尾 理 明
	4番	山 本 安 雄	9番	小 林 誠
	5番		10番	山 根 政 彦
不応招議員				
出席議員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	川 上 守
	3番	梶 原 明	8番	中 尾 理 明
	4番	山 本 安 雄	9番	小 林 誠
	5番		10番	山 根 政 彦
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	川戸 伸二	教育委員会次長	小林 貴之
	総 務 課 長	山口由企夫	町 民 課 長	下石 裕美
	企画政策課長	谷本 剛	福祉保健課長	藤原 祐二
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	地域整備課長	竹本 英樹
	税 務 課 長	前田 弥生	経済産業課長	中島 毅彦

令和5年度第2回若桜町議会定例会

会議の顛末 本会議（3月9日）

議長（山根政彦）

皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は9人です。
定足数に達していますので、令和5年第2回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、小林誠議員、中尾理明議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月22日までの14日間に決定しました。

日程第3

「諸般の報告」をします。

「議員辞職について」報告します。

前住孝行議員から、議員辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、令和5年2月28日付で辞職されました。

次に、「会議関係諸般の報告」は、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

続いて、常任委員会に付託する請願等について、本日までに受理した請願陳情は、お手

元に配布の「請願等文書表」のとおりです。

会議規則第92条第1項の規定により、総務産業教育民政常任委員会に審査を付託しました。

日程第4

「町長施政方針」

町長の令和5年度施政方針を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

この冬は比較的雪も少なく、町民生活や産業活動への影響も少ない冬となりました。一方、氷ノ山では適度な積雪に恵まれて、今年も多くのお客様でにぎわいました。ここ数日は、暖かい晴天が続き、雪解けが進み、春の足音が一気に高鳴ってまいりました。

さて、コロナ禍は4年目を迎えましたが、全国的にはコロナは収束に向かいつつあるように見受けられます。来週13日からはマスクの着脱が個人の判断に委ねられることとなり、また、5月の連休明けには感染法上の位置づけを季節性インフルエンザ並みの「5類」に引き下げる方針が国から示されています。ようやくコロナの長いトンネルも出口が見えてきたといってもよいかもしれません。

一方、昨年ロシアによるウクライナ侵攻が勃発するなど、国際社会の秩序が大きく揺らいだ年でもありました。国際的な物流機能も大きく損なわれ、食材費や燃料代、電気代等のエネルギー価格をはじめ諸物価が高騰し、私たちの生活を今なお苦しめています。一刻も早い国際社会の平和と安定、国民生活の安寧を願うものです。

本日、令和5年第2回若桜町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様にはごぞってご出席いただき、令和5年度一般会計当初予算並びに令和4年度補正予算及び諸議案等のご審議を賜りますことに感謝を申し上げます。

本定例会に提案しております諸議案の説明

に先立ちまして、私の施政方針を述べさせていただきます。

私が昨年2月に就任して、早いもので1年が経過いたしました。この1年間、町政課題に道筋をつけること、町民の暮らしを守ること、地域経済を活性させること、この3つを常に念頭に置きながら、職務に取り組んでまいりました。成果はまだまだこれからではありますが、来年度に向けてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

さて、来年度の施策につきまして、町の総合計画に掲げる6つの基本目標に沿ってご説明いたします。

まず、「安全で快適に暮らしやすいまち」についてです。

今年は、鳥取市佐治町地域で積雪に伴う電柱や樹木の倒壊による集落の孤立がありました。本町内でも台風や積雪に伴う倒木等により、これまでも何度か集落の孤立事案が発生しております。このたび県と事業者と連携して、公道沿いの樹木について、危険箇所の事前伐採を行う事業スキームが創設される見込みであり、町としても関係機関と連携して取り組んでまいります。

地域公共交通について、町民の利便性と効率性を両立し、持続可能な交通体系を構築するため、令和6年度の運用開始を想定をして、スクールバスを2台購入し、児童生徒の通学の利便性の向上を図ります。また、落折・小船地区に地域コミュニティタクシーを導入し、高齢者の生活交通を守る地域の取組を支援します。

緊急車両の通行や円滑な除雪対応を可能とし、住民生活の安心安全を確保するため、町道吉川小学校線、来見野線の新設・改良を進めるとともに、栃原小学校線については引き続き用地取得を進めます。また、大野橋をはじめ老朽化した橋梁の補修・改良など、生活インフラの整備を進めます。

倒壊の危険のある空家など、特定空家への

対応が課題となっておりますが、昨年度策定した空家等対策計画に基づいて、空家所有者への適正管理の行政指導や危険空家等の除却を促進し、地域の安全かつ快適な居住環境の確保に努めます。

情報通信基盤整備として、更新時期を迎えているIP告知端末について、来年度から3か年の計画で更新することとし、スマートフォンとの連携等新たな機能を付加して利便性を高めます。

脱酸素の取組として、J-クレジット制度を活用し、本町の豊富な森林資源の公益性を経済価値化して、資金の循環による持続的な森林整備を進めるため、町有林について国への申請手続を行います。また、引き続き住宅用太陽光発電設備や薪ストーブへの助成などを通じて、再生可能エネルギーの活用促進を図ります。

次に、「みんなを大切にし、子どもを産み育てやすいまち」についてです。

人口減少に歯止めをかけるため、結婚支援の施策を拡充し、新たに「縁結び世話人」を任命して婚活活動をきめ細かくサポートします。また、出産祝い金制度を拡充し、出産時の祝い金を増額するとともに、小学校・中学校・高校の各進学時に祝い金を給付し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ることで少子化対策を強化します。

また、従来の金婚に加えて、ダイヤモンド婚、プラチナ婚についても新たにお祝いの制度を設け、これまで町にご貢献いただいた高齢者夫婦の皆様へ祝意を表すことといたします。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムを担う関係機関の連携を強化するとともに、認知症の当事者やご家族への支援に取り組めます。また、鳥取大学医学部とも連携して、高齢者の保健医療に関する調査研究のフィールドを提供し、地域医療を担う人材を育成します。

次に、「豊かな心と体を育み人材を育てるまち」についてです。

文化財の保護と活用を図るため、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された若桜地区について、保存活用に取り組む住民団体の設置と活動支援を行い、町民と協働しながら重伝建地区活性化の取組を推進します。

併せて、近年山城ブームで県外からも来客の多い国史跡若桜鬼ヶ城について、昨年引き続き景観支障木を伐採するとともに、町民ボランティアによる三の丸周辺の草刈りの実施やトイレの設置など、快適な環境を整備します。

高校生等が地域活動を通じて地元への愛着や地域とのつながりを強め、健全な育成や将来的な定住につなげるため、高校生等のボランティア活動などの地域活動を促進します。

次に、「豊かな産業を活かし、産業が活性化するまち」についてです。

トスク若桜店の閉店を見据え、店舗や移動販売機能が維持・継続できるよう、官民連携して買物環境の整備に取り組みます。

若桜米の販路を開拓し、ブランド化による有利販売を目指すとともに、小規模自給農家の農産物について道の駅での取扱量を増やすなど、農家所得向上を図ります。また、有害鳥獣の捕獲を促進するとともに、「わかさジビエ」のPRと販路拡大を図り、特産化の取組を支援します。

木材の素材生産量を拡大し、林業・木材産業全体の活性化につなげるため林道・作業道などの路網の整備、高性能林業機械の導入による作業の効率化、技能者の育成確保等を進めます。あわせて、所有者の世代交代や不在村化が進む中、境界不明森林が加速度的に進むことが懸念されるため、航空レーザー測量のデータも活用しながら、山林の境界明確化に着手し、地籍調査への活用につなげます。

町内での起業を促進し、地域内での経済循環を促進するため、地域おこし協力隊の制度

を活用して、そば職人やパン職人などの起業人材の誘致を進めます。あわせて、特定地域づくり事業協同組合の参加事業所や雇用者を拡充し、雇用の受け皿を増やして地域経済の活性化を図ります。

観光面においては、アフターコロナの誘客を拡大するため、氷ノ山のグリーンシーズン対策を強化し、キャンプ場のリニューアルを進めるとともに、氷ノ山グラウンドのこの秋の完成を目指して改修を進めます。また、若桜地区の重伝建地域内で、観光客の2次交通としての利用も見据え、小型で低速、環境に優しい乗り物であるグリーンスローモビリティの導入を目指して実証実験を行います。

次に、「住みたい・訪れたい・楽しみたい魅力的なまち」についてです。

国際交流については、台湾新竹縣横山郷との交流提携を一昨年の12月に締結しましたが、コロナ禍で、いまだにお互いに往来ができていません。コロナの収束を見据え、水際対策が緩和され、チャーター便の運航も再開されつつある状況ですが、今後の動向も見据えながら訪台を実現したいと考えております。

また、日韓関係も今後急速に改善が進んでいくものと思われますので、韓国平昌郡との交流についても、再開の糸口を探っていきたいと考えております。

兵庫県多可町、福井県若狭町との3町交流については、昨年多可町において3年ぶりに交流を再開しました。多可町のアウトドアツーリズム、福井県若狭町熊川宿の重伝建を活かしたまちづくりなど、各町には本町が学ぶべき点も多く、今後とも交流を深めてまいりたいと思います。今年、本町での開催となりますので、町のPRもしっかり行っていきたいと思います。

コロナが収束に向かうとともに、地方移住の動きも増えてくることが予想されます。移住定住交流センターの相談体制を強化し、活用可能な空家の登録を促進し、移住希望者の

住居を確保するとともに、SNSでの情報発信を強化して移住者の増加に結びつけてまいります。

IターンやUターンなどの移住者に加え、町民も対象とする総合的住宅支援制度について、引き続き活用を促進するとともに、新たに新町に分譲宅地の造成を行い、住まいの環境整備を進めます。

最後に、「住民参加のまち」についてです。

今年度リニューアルを進めておりますホームページや、スマホ連携機能を加えて来年度から順次更新するIP告知端末等を活用し、町民への情報提供を充実させます。

出前町長室の取組を本格化させ、私が自ら各集落に出向いて各集落の現状と課題や町政への意見・要望をお聞きし、今後の施策立案につなげていきます。

町の将来を担う人材を育成するために、人材育成事業の見直しを行い、町民自ら企画立案し、町の活性化につながる取組を支援します。

過疎化・高齢化により集落機能の維持が困難となりつつある池田地区において、常勤の集落支援員を配置し、集落機能を支援し、地域コミュニティの活性化を図ります。

職員の政策立案機能を向上させるため、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用し、講習の受講と担当業務への応用、施策遂行まで寄り添い型の研修を実施し、個々の職員のさらなる能力向上を図ります。

以上、令和5年度の主な取組の概要を説明いたしました。2年目も、地域経済の活性化と町民生活の向上を図り、人口減少に歯止めがかかるよう、職員ともどもしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続き議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

議長（山根政彦）

以上で、町長の施政方針を終了します。

日程第5

議案第13号 令和5年度若桜町一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、議案第13号 令和5年度若桜町一般会計予算につきまして、その概要を説明させていただきます。

令和5年度一般会計当初予算につきましては、昨年度の歳入歳出予算総額39億1,361万円に対しまして1億7,139万円、率にして約4.4%増額の、総額40億8,500万円を計上いたしております。

また、第2条の地方債では「第2表 地方債」のとおり、過疎対策事業債など、それぞれの限度額を、第3条では一時借入金の借入最高額を4億円と定めております。第4条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により定めております。

それではまず、歳入の主なものについてご説明いたします。

町税に2億7,432万5千円計上しております。前年対比0.3%の増、予算総額に占める割合は6.7%となっております。次に、地方交付税につきましては、国の地方財政計画において、交付税総額は前年度を3千億円上回る18兆4千億円が確保されていることから、令和3年度及び令和4年度の交付実績に基づき20億5千万円を見込んでおり、予算総額に占める割合は50.2%となっております。

国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業負担金及び社会資本整備総合交付金などの増額を見込んでおり、総額3億5,297万1千円、対前年度比6.2%の増、県支出金では、総務費、県補助金が1,250万7千円及び農林水産費県補助金が1,365万6千円の増額となるなど、対前年度比8.6%増の総額2億9,976万9千円を

計上しております。

寄附金では、指定寄附金が496万3千円の増額となるなど、対前年度比19.5%増の総額3,042万2千円を計上しております。

繰入金では財政調整基金からの繰入れが対前年度比1億500万円の減額など、率にして25.1%減となる2億8,397万4千円となっております。

町債は、過疎対策事業債、辺地対策事業債など、その他の起債と合わせまして4億5,624万1千円を計上しており、対前年度比19.1%の増額となっております。その他、地方消費税交付金をはじめとした各種交付金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入などをもって予算措置をいたしております。

町税、使用料及び手数料、財産収入などの自主財源の予算総額は8億218万6千円で、予算総額に占める割合は19.6%となっております。

次に、歳出について予算科目ごとにその概要をご説明いたします。

議会費では、各委員会の調査研究に要する経費、議会だよりの発行費用など、総額5,879万2千円を計上いたしております。

総務費では、行政運営を行っていくための総括的な経費及び地方創生の取組を進めるために必要な費用を計上するとともに、自治会コミュニティ活動の振興、地域情報通信基盤施設事業、若桜鉄道の利用促進や軌道等施設の管理、中山間地域振興事業、グリーンスローモビリティ運行事業、脱炭素社会推進事業などをはじめ、地域の振興及び活性化に関する費用のほか、鳥取県知事・県議会議員選挙に関する経費を計上しており、総額9億7,251万7千円となっております。

民生費は、総額7億7,303万1千円となっており、高齢者や障がい者に対する福祉事業、子育て応援給付金事業、わかさこども園や子育て支援センターの運営費用、敬老事業、出産・進学・卒業お祝い事業など、地域福祉

や少子化対策、子育て支援の充実のための費用のほか、ゆはら温泉の管理運営費用、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金を計上いたしております。

衛生費では、鳥取大学医学部と連携を行う地域医療活性化事業、空家等にかかる適正管理の促進及び特定空家の除却を行う空家対策事業、ごみ収集や処理を行う塵芥処理対策事業、インフルエンザ、風疹などの予防事業、各種がん検診や健康ポイント事業の実施などの健康増進事業、簡易水道施設の統合を実施する簡易水道事業特別会計への繰出金など、住民の健康づくり及び保健衛生、環境衛生の推進のための経費として、総額2億6,246万3千円を計上いたしております。

農林水産業費では、中山間地域の農地を守るための中山間地域等直接支払制度や農地中間管理、耕作放棄地解消対策事業、本町の豊かな資源を活用した特産品の研究開発販売支援事業、有害鳥獣被害対策事業など、中山間地における農業の活性化、地域資源を活かした若桜ブランドの確立など、農業に関する費用のほか、地籍調査事業、また、若桜材需要拡大推進事業や森林整備林道事業などの林業振興、森林の活性化に必要な経費及び水産業の振興を図る経費として、総額4億6,033万円を計上しております。

商工費では、本町の商工業や観光振興に関する事業、氷ノ山集客促進事業、道の駅及び氷ノ山関連施設、駅前店舗の指定管理、ジビエ振興事業など、商工業の振興と地域の活性化、恵まれた観光資源を活かした観光客の増加を図るための費用として、総額2億2,887万2千円を計上いたしております。

土木費では、町道整備に係る工事費、用地費、補償費や橋梁補修事業などの町道新設改良事業、町道消雪施設の調査点検改修及び除雪などの道路維持、定住促進のための若者住宅や町営住宅の管理、中之島公園など、住民の憩いの場の維持管理など、道路、住宅など

の社会基盤の整備、所管する施設の適正な維持管理を行うための費用として、総額3億8,156万7千円を計上いたしております。

消防費では、東部広域行政管理組合への負担金、八頭消防署若桜出張所建替えに伴う敷地造成事業、消防団自警団の活動経費や自衛消防組織の育成費、備蓄物資の購入や耐震補助など防災災害対策に係る経費、倒木被害危険箇所事前伐採事業など、安心安全の暮らしを守る地域防災力の強化、災害に強いまちづくりのための費用として、総額1億4,439万4千円を計上いたしております。

教育費には、総額3億4,731万1千円を計上しております。事務局費、学力向上支援事業、外国青年招致事業など、教育行政を推進するための総括的な費用のほか、若桜学園管理運営や教育振興事業、学校給食費補助事業、スクールバスの運行及び高校生の通学費助成、奨学資金の貸付けなど、教育の振興、保護者の負担軽減などに関する費用、また、社会教育費として人権同和教育の推進、放課後児童クラブや地域学校共同活動事業、社会教育団体や青少年育成事業及び氷ノ山寿大学などの生涯学習、重要伝統的建造物郡保存地区の保存や町史編纂などの文化財保護費、公民館や郷土文化の里及び生涯学習情報館など、社会教育施設の管理運営など、社会教育や生涯学習、歴史文化の保存活用を推進するための費用を計上いたしております。

体育保健費では、スポーツ教室の開設や体育協会への支援、総合型スポーツクラブ若桜クラブの支援、八幡広場や温水プールなどの体育施設の管理運営など、体力づくり、生涯スポーツを推進するための予算を計上いたしております。

その他災害復旧費には、発生した災害に早急に対応するための費用を、公債費には町債の元利償還金を計上し、予備費において歳入歳出総額の調整を行っております。以上予算の概要につきましてご説明をいたしました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号 令和5年度若桜町一般会計予算は、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、本案は議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することに決定しました。

委員会条例第8条第1項の規定により、本会議終了後、予算審査特別委員会を全員協議室に招集いたします。

日程第6

議案第14号 令和5年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第15号 令和5年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第18号 令和5年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号 令和5年度若桜町簡易水道事業特別会計予算、議案第18号 令和5年度若桜町公共下水道事業特別会計予算、議案第19号 令和5年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第20号 令和5年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第21号 令和5年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第22号 令和5年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第23号 令和5年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第14号 令和5年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は4億2,930万9千円でございます。この会計は、被保険者に必要な保険給付と一時予防のための保険事業を行うものでございますが、保険給付費の算定につきましては、前年度の給付見込みを基に、過去の給付費実績等も勘案して算定しております。

また、特定検診、人間ドック、脳ドックなどの保険事業費及び国民健康保険事業費納付金を計上しております。財源につきましては、国民健康保険税県支出金、繰入金などで措置をしています。

また、第2条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項但し書の規定により定めております。

続きまして議案第15号 令和5年度若桜町介護保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は6億7,700万円でございます。この会計は、被保険者に必要な介護サービスを提供するものであります。介護保険給付費の算定にあたりましては、これまでの給付費実績や被保険者のニーズなどを勘案し計上いたしており、その財源として介護保険料、国県支出金、支払い基金交付金、繰入金などにより処置しております。

また、第2表の歳出予算の猶予につきましては地方自治法第220条第2項但し書の規定により定めております。

続きまして、議案第16号 令和5年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は6,415万1千円でございます。この制度では、被保険者から納入された保険料を、保険者である鳥取県後期高齢者医療広域連合へ納付することとなり、歳出は、その納付金及び事務費で構成

されております。

なお、事務費及び保険料軽減に係る納付金の財源につきましては、一般会計からの繰入金で措置しています。

続きまして、議案第17号 令和5年度若桜町簡易水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は3億3,400万円でございます。本年度は若桜・菴米簡易水道統合及び糸白見簡易水道改良事業に伴う測量設計と若桜簡易水道統合整備工事を予定しております。その事業費が主なものとなっております。その他、施設維持修繕や漏水調査、地方公営企業法適用化に向けた経費などを計上しております。これらの財源として、水道使用料、国庫支出金、町債、一般会計繰入金などで措置しております。

また、第2条の地方債につきましては「第2表 地方債」のとおり限度額を定めております。

続きまして、議案第18号 令和5年度若桜町公共下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は2億600万円でございます。歳出では、公共下水道施設の維持管理やマンホールポンプ改築工事費などを計上しており、これらの財源として、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、町債などで措置しております。

また、第2条の地方債につきましては「第2表 地方債」のとおり限度額を定めております。

続きまして、議案第19号 令和5年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は6,371万7千円でございます。歳出では、池田地区、吉川地区の各施設の維持管理費と地方債元利償還金などを計上しており、これらの財源は、使用料及び手数料と一般会計繰入金で措置しております。

続きまして、議案第20号 令和5年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算であります

が、歳入歳出予算の総額は55万7千円でございます。歳出では、団地造成時に借り入れた地方債の元利償還金及び一般会計への繰出金を、歳入においてその財源として土地貸付料を計上しております。

続きまして、議案第21号 令和5年度若桜町財産区造林事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は256万3千円でございます。歳出は、造林事業委託料と事務費であり、その財源として、歳入に公団と財産区の負担金を計上しております。

続きまして、議案第22号 令和5年度若桜町索道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は5,503万8千円でございます。この会計では、指定管理者制度の下で、利用料金を指定管理者が収受し、本会計に納付金を受領する予算を計上しております。

なお、施設の整備については町が実施することとなっております。令和5年度はイヌワシリフトの原動ドームや制御盤の更新を予定しております。このほか、維持管理費及び事務費などを計上し、これらの財源として財産収入、繰入金、諸収入、町債で措置しております。

第2条の地方債につきましては「第2表 地方債」のとおり限度額を定めております。

続きまして、議案第23号 令和5年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は388万6千円でございます。住宅新築資金等貸付金に係る県補助金及び元利収入を一般会計へ繰り出しするよう予算措置しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第23号までの10議案は、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託の上、会議中に審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号から議案第23号までの10議案は、予算審査特別委員会に付託の上、会期中に審査することに決定しました。

暫時、休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7

議案第24号 令和4年度若桜町一般会計補正予算（第8号）、議案第25号 令和4年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第26号 令和4年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第27号 令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、議案第28号 令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第29号 令和4年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案30号 令和4年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算（第1号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第24号 令和4年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億8,019

万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を40億4,595万1千円とするものでございます。地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費の追加につきましては、「第2表 繰越明許費補正」のとおりとし、債務負担行為の変更は「第3表 債務負担行為補正」、地方債の変更は「第4表 地方債補正」のとおりでございます。

まず、歳入の概要についてご説明いたします。地方譲与税では、実績見込みにより30万2千円追加いたしました。利子割交付金等各種交付金につきましては、交付決定並びに実績見込みにより補正額を計上しております。

地方交付税では、交付決定により2億2,164万7千円を増額いたしました。国庫支出金では、鉄道施設総合安全対策事業費補助金を392万2千円追加し、実績見込みにより、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1,067万4千円減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額753万3千円減額いたしました。

県支出金では、市町村創生交付金や農地中間管理事業補助金などの各種補助金等について、実績見込みにより再算定し、総額2,017万6千円減額いたしました。財産収入におきましても、実績見込みにより町有林売払い代金を650万円減額しております。

繰入金では、財政調整基金等各種基金繰入金について、実績見込みにより調整し、総額2億9,748万3千円減額いたしました。諸収入では、建物災害共済金を744万6千円減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額872万4千円減額いたしました。

町債では、過疎対策事業債など、財源充当した事業の実績見込みにより調整し、総額6,346万9千円を減額しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。議会費では、費用弁償を減額するなど、その他の補正と合わせまして総額283万3千円減額いたしました。

総務費では、国際交流事業、地方創生事業や人材育成事業、財政調整基金積立など、各事業について実績見込みにより調整し、総額5,393万9千円を増額いたしました。

民生費では、支援事業に302万5千円を追加いたしましたが、実績見込みにより生活困窮者自立支援事業、介護保険事業特別会計繰出しなど、各事業について調整を行い、総額820万1千円を減額いたしました。

衛生費では、塵芥処理対策事業や簡易水道会計繰出金など、各事業について実績見込みにより、総額786万6千円を減額いたしました。

農林水産業費では、農業振興費、農業用施設改修事業や若桜材需要拡大推進事業など、各事業の実績見込みにより、総額7,049万1千円を減額しております。

商工費では、実績見込みにより、商工振興事業、迎賓館管理運営事業や氷ノ山集客促進事業など、各事業費を調整し、総額2,238万3千円。

土木費では、道路維持費を636万9千円、町道新設改良事業を5,458万3千円減額いたしましたが、公共下水道事業操出金を93万5千円追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額7,035万1千円減額いたしました。

消防費では、八頭消防署若桜出張所敷地造成に係る費用を3,593万円、災害対策事業を301万2千円、総額3,894万2千円減額いたしました。

教育費では、実績見込みにより、若桜学園教育振興費、通学対策事業や奨学金など、各事業費を調整し、総額1,273万6千円減額いたしました。

公債費では、繰上償還に伴い、元金及び公債諸費を合わせて41万円追加しております。なお、歳入歳出総額の調整のため、予備費を73万8千円減額しております。

続きまして、議案第25号 令和4年度若桜

町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に28万円追加し、歳入歳出総額4億5,149万2千円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金が28万円、歳出につきましては、国保連への委託料及び負担金を合わせて42万1千円追加しております。なお、歳入歳出総額の調整のため、予備費を14万1千円減額しております。

続きまして、議案第26号 令和4年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ5,654万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億7,729万7千円とするものでございます。このたびの補正は、実績見込みに伴う補正であり、歳出において各種事業費を精査するとともに、その財源である歳入費目を調整するものでございます。

まず、歳入の概要についてご説明いたします。国庫支出金では、介護給付費負担金を1,160万円減額するなど、その他の補正と合わせまして総額1,796万円減額しております。支払基金交付金では、介護給付費交付金を1,836万円減額いたしました。

県支出金では、介護給付費負担金を1,050万円減額するなど、その他の補正と合わせまして総額1,061万7千円を減額しております。繰入金では、一般会計繰入金及び基金繰入金をそれぞれ876万1千円、256万3千円減額いたしました。諸収入では介護報酬返還金として171万3千円を追加しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。保険給付費では、各サービス給付費の実績見込みによる事業費の精査を行い、施設介護サービス給付費を4,000万円減額するなど、総額6,800万円減額しております。基金積立金では、介護給付費準備基金積立金として1,199万8千円追加いたしま

した。地域支援事業費では、実績見込みにより、総合相談事業費を60万7千円減額しております。

続きまして、議案第27号 令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億7,094万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億860万6千円とするものでございます。また、地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

まず、歳入の概要についてご説明いたします。国庫支出金では、補助金の内示に伴い、拡張改良事業費補助金を6,783万3千円減額いたしました。繰入金では、実績見込みにより、一般会計繰入金を151万1千円減額しております。町債では、簡易水道事業債と過疎対策事業債を合わせて総額1億160万円減額いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。総務費では、人件費128万8千円を、簡易水道施設費では実績見込みに伴い、拡張改良事業1億6,965万6千円をそれぞれ減額しております。

続きまして、議案第28号 令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ73万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,835万3千円とするものでございます。また、地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

まず、歳入の概要についてご説明いたします。分担金及び負担金では、受益者負担金を6万円追加し、使用料及び手数料では、実績見込みにより使用料99万4千円、手数料9千円をそれぞれ減額しております。国庫支出金では、交付決定に伴い公共下水道建設事業費補助金を112万1千円追加いたしました。

繰入金では、財源不足を補うため一般会計

繰入金を98万5千円追加しております。町債では、下水道債と過疎対策事業債を合わせて総額190万円減額いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。下水道総務費では、人件費20万2千円を、下水道整備費では実績見込みに伴い、公共下水道整備事業70万円をそれぞれ減額しておりますし、下水道管理費では、使用料収入の減額が見込まれるため、財源更生をしております。なお、歳入歳出総額の調整のため、予備費を16万5千円追加しております。

続きまして、議案第29号 令和4年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ638万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,380万4千円とするものでございます。

まず、歳入の概要についてご説明いたします。使用料及び手数料では、実績見込みにより使用料を12万2千円追加しておりますし、諸収入では施設補償金を650万7千円減額しております。

次に、歳出につきまして、農業集落排水事業費におきまして、工事請負費を500万5千円減額するなど、その他の補正と合わせまして638万5千円減額しております。

続きまして、議案第30号 令和4年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ322万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3万2千円とするものであります。

今回の補正は、実績見込みに伴う補正で、歳入では分担金及び負担金を、歳出においては農林水産業費をそれぞれ322万2千円減額いたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第8

議案第31号 若桜町個人情報保護法施行条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第31号 若桜町個人情報保護法施行条例の制定についてでございますが、これは、デジタル社会の形成に関する施策を実現するために、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第9

議案第32号 若桜町印鑑条例の一部改正について、議案第33号 若桜町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、議案第34号 若桜町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について、議案第35号 若桜町手数料徴収条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第32号 若桜町印鑑条例の一部改正

について、でございますが、これはコンビニエンスストア等に設置されている、多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付を導入するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第33号 若桜町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、でございますが、これは、個人情報の保護制度の見直しに伴い、若桜町個人情報保護条例を廃止し、若桜町個人情報保護法施行条例及び若桜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定を行うため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして議案第34号 若桜町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、町営バス諸鹿線の廃止とともに、それに伴いデマンド便の利用料金の緩和を行うため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第35号 若桜町手数料徴収条例の一部改正について、でございますが、これは、コンビニエンスストア等に設置されている、多機能端末機を介した証明書等を交付するため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第10

議案第36号 若桜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第37号 若桜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第36号 若桜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、でございますが、これは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等が施行されることにより、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されるため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第37号 若桜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、でございますが、これは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されるため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第11

議案第38号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第38号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、でございますが、これは、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく

お願い申し上げます。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第12

議案第39号 若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第39号 若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、利用料金を改定し、管理運営の健全化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第13

議案第40号 若桜町総合整備計画の変更について、議案第41号 若桜町過疎地域持続的発展計画の変更について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第40号 若桜町総合整備計画の変更

について、でございますが、これは、本計画の事業の追加及び予定額の変更を行い、これの財源として、辺地債を充当するため、本計画の変更を行うものでございます。

続きまして、議案第41号 若桜町過疎地域持続的発展計画の変更について、でございますが、これは、本計画の事業の追加を行い、これの財源として過疎債を充当するため、本計画の変更を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第14

議案第42号 個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第42号 個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について、でございますが、これは、地方自治法第252条の14第1項の規定により、個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務を、鳥取県に委託をするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前11時47分 散会